

湯河原町国民保護計画を公表します

防災課 内線711～712

外国からの武力攻撃や大規模テロといった事態が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活に与える影響を最小とすることを目的として、平成16年9月に国民保護法（正式名称：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が施行されました。

この国民保護法では、国、都道府県及び市町村などの責務や役割、避難、救援及び武力攻撃災害への対処などの国民の保護のための措置について定められています。

また、国民保護計画を作成することが義務付けられています。

湯河原町では、「湯河原町国民保護協議会」を昨年5月29日に設置し、協議会での審議や皆さんからの意見などを踏まえ、「湯河原町国民保護計画」を策定しました。

策定した町国民保護計画につきましては、議会に報告を行うとともに、町民の皆さんに公表するものです。

湯河原町国民保護計画素案への意見募集結果について

平成18年11月1日(水)から11月30日(木)まで、町民の皆さんからの意見募集を行ったところ、意見はありませんでした。

湯河原町国民保護計画の概要

湯河原町国民保護計画は、次の各編から構成されています。



第1編 総論	町の責務、国民保護措置に関する基本指針、関係機関の事務又は業務の大綱等、町の地理的、社会的特徴、町国民保護計画が対象とする事態
第2編 平素からの備えや予防	組織・体制の整備、避難、救援及び武力攻撃災害への対処、物資及び資機材の備蓄、整備、啓発、観光旅行者等の保護
第3編 武力攻撃事態等への対処	初動体制の迅速な確立及び初動措置、町対策本部の設置等、関係機関相互の連携、警報及び避難の指示等、救援、安否情報の収集及び提供、武力攻撃災害への対処、保健衛生の確保その他の措置ほか
第4編 復旧等	応急の復旧、武力攻撃災害の復旧など
第5編 緊急対処事態への対処	緊急対処事態への対処は、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

湯河原町国民保護計画は、役場第2庁舎地下1階防災課窓口及び町ホームページで見ることができます。